生駒市風致地区条例

景観審議会の意見が必要な事項

- 景観計画、景観形成基本計画の策定・変更(提案制度に係るものを含む)
- 景観法に基づく住民等からの景観計画の策定又は変更の提案
- 届出に関する助言を市長が求められた場合
- 届出に対する設計変更等の勧告
- 勧告に従わない者を公表
- 特定届出行為に対する命令
- 景観重要建造物又は景観重要樹木を指定又は解除
- その他市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項

• 風致地区の種別区域の決定・変更

風致地区とは

- 建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制を定めたもの
- 許可を要する行為:
 - (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
 - (2) 建築物等の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 土石の類の採取
 - (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積